

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、毎週 月、火、水、木、金、土曜日とする。
ただし、12月31日、1月1日・2日・3日を除く。
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。
- 三 サービス提供時間
午前9時30分から午後4時30分までとする。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第5条 利用定員は、12名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定めるものとし、当該指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護のサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に明記されている負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 事業の内容 ①生活指導(相談・援助等)②レクリエーション③機能訓練
④送迎 ⑤給食サービス ⑥入浴サービス など
- 二 その他の費用として次のものを徴収します。

食材料費	700 円／一日
朝食代	150 円 (希望者のみ)
夕食代	550 円 (希望者のみ)
連絡帳	60 円 (希望者のみ)
連絡帳ケース	110 円 (希望者のみ)
紙おむつ	250 円 (希望者のみ)
紙パンツ	150 円 (希望者のみ)
平パット	100 円 (希望者のみ)
尿パット	50 円 (希望者のみ)
歯ブラシ	30 円 (希望者のみ)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、山陽小野田市(旧小野田市の全域、旧山陽町は応相談
但し、当事業所より、片道概ね 20 分で移動可能な範囲)とする。

(緊急時などにおける対応方法)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護利用中または送迎中の急変または事故発生については、速やかに市町村、利用者の家族へ連絡して、必要な措置をとる。場合によっては村重医院へ連絡をとり対応する。利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス実施に当たっての留意事項)

第9条 利用者側が留意すべき事項(設備の利用上の注意事項等)を作成し、利用者に示すものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第11条

- 一 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第12条

- 一 当事業所が行う認知症対応型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置するものとする。
- 二 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成するものとし、おおむね6月に1回以上開催するものとする。
- 三 運営推進会議において、事業所における活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 四 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する指針の整備
- 二 虐待防止検討委員会の制定と開催
- 三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 四 以上の虐待防止に係る組織体制を保つため、その責任者として【虐待防止検討委員】を選任し、その為の研修方法や研修計画を講じる。
- 五 当事業所においてサービス提供中に当事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

(感染症対策・衛生管理等)

第14条

- 一 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 二 当事業所は、事業所において感染症が発生したり、または感染症がまん延しないように次の措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね月に一度開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条

- 一 サービスの質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体勢を整備する。
 1. 採用研修期間採用後3ヶ月以内
 2. 虐待防止に関する研修年1回以上
 3. 権利擁護に関する研修年1回以上
 4. 認知症ケアに関する研修年1回以上
 5. その他必要に応じた研修
- 二 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 ただし、当サービス提供のために、その秘密をサービス提供担当者に報告する必要がある、その報告行為については、「指定認知症対応型通所介護契約書」及び「指定介護予防認知症対応型通所介護契約書」において、利用者及びその家族から同意を得るものとし、そのサービス提供のため以外には使用しない。

- 四 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団村重医院と専任の医師との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。
一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 3 年 2 月 15 日から施行する。
一部改正は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
一部改正は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。